



(公的年金) : 基礎から理解する年金改革 (2) マクロ経済スライドと例外措置

前回は、マクロ経済スライドの適用により、年金の改定率（スライド率）が一定のルールで削減され、その結果、給付水準（モデル所得代替率）が低下することを説明した。今回は、どのようなルールで削減率が決まるのかを解説する。あわせて、一般にはあまり知られていないが、法案に盛り込まれたマクロ経済スライドの例外措置についても解説する。

前回は、マクロ経済スライドによって給付水準が削減される仕組みについて解説した。特に、マクロ経済スライド下では、年金の改定率（スライド率）が「スライド調整率」の分だけ削減される結果、給付水準（モデル所得代替率）が低下すること（図表1）、給付水準の削減率（例：58.83% ÷ 59.35% - 1 = -0.88%）は、所得水準や世帯類型を問わず一律であることを解説した。今回は、この給付削減の大きさを決定する基準について解説する。

図表1 マクロ経済スライド（本則）による給付削減の仕組み（モデル世帯の例）

<p>< ある年の給付水準 ></p> <p>[現行制度(給付水準維持)]</p> $\frac{23.8\text{万円}}{40.1\text{万円}} = 59.35\%$		<p>< その翌年の給付水準 ></p> $\frac{23.8\text{万円} \times (1 + \text{手取り賃金スライド率})}{40.1\text{万円} \times (1 + \text{賃金上昇率(手取りベース)})} = 59.35\%$
<p>[マクロ経済スライドが適用される場合]</p>		
$\frac{23.8\text{万円}}{40.1\text{万円}} = 59.35\%$		$\frac{23.8\text{万円} \times (1 + \text{手取り賃金スライド率} - \text{スライド調整率})}{40.1\text{万円} \times (1 + \text{賃金上昇率(手取りベース)})} = 58.83\%$
<p>分子 = モデル世帯が受け取る新規裁定年金の月額(夫の厚生年金(報酬比例部分)と夫婦の基礎年金の合計) 分母 = 現役世代の税・社会保険料控除後の平均的所得(ボーナス込み手取り年収の月額換算値) 賃金上昇率(手取りベース) = 1.8%、スライド調整率 = 0.9%と仮定。</p>		

まず、「スライド調整率」の決定基準を解説する（図表2下段）。法案の基準のうち、「公的年金被保険者数の変化率」とは、第1号被保険者（自営業者）、第2号被保険者（サラリーマン）、第3号被保険者（第2号被保険者の配偶者）を合計した公的年金全体の被保険者数の変化率である。失業率などの影響を受ける第2号被保険者数と違い、公的年金全体の被保険者数は景気変動の影響が小さいため、着実に給付削減が進むと予想される。厚生労働省によれば、この値は2004年から2025年の平均で -0.6%程度と想定されている。

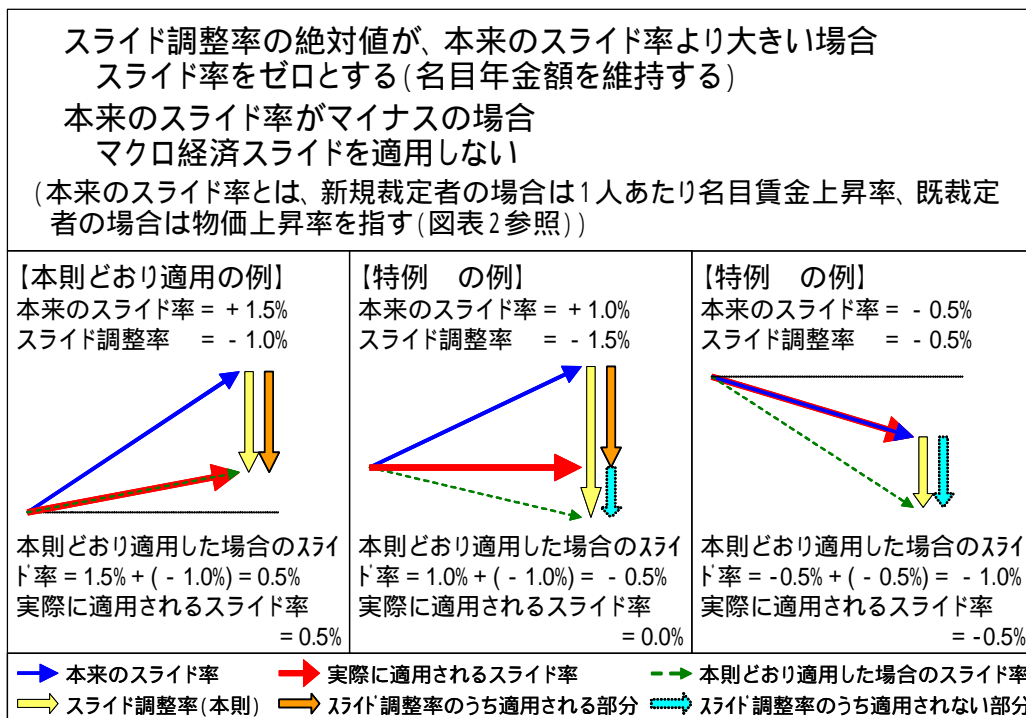
図表2 マクロ経済スライドによる給付削減の基本的な内容（本則）

<p>新たに年金受給を開始する者(新規裁定者)のスライド率(再評価率) = 「1人当たり名目賃金上昇率(手取りベース)」 + 「スライド調整率」</p>
<p>既に年金を受給している者(既裁定者)のスライド率 = 「物価上昇率」 + 「スライド調整率」</p>
<p>スライド調整率 = 「公的年金被保険者数の変化率(実績値)」 - 「平均的な年金受給期間の延び率を勘案した一定率」</p>
<p>1人当たり名目賃金上昇率(手取りベース)、公的年金被保険者数の変化率は、3年平均値を使用する。</p>

一方の「平均的な受給期間の伸び率を勘案した一定率」は、具体的には、2000年から2025年への65歳の平均余命の伸び率の平均を基準に0.3%と設定されている。この値は実績によらず、将来にわたって0.3%が用いられることとなっている。この結果、スライド調整率全体としては、平均で - 0.9% (= - 0.6% - 0.3%) 程度と想定されている。

以上が給付削減の本則(スライド調整率)だが、受給者に配慮して例外措置が設けられている。具体的には、図表3の のケースではマクロ経済スライドによる給付削減のうち一部のみ適用され、 のケースではマクロ経済スライドによる給付削減がまったく適用されない。このため、これらのケースでは給付削減が進まず、年金財政の健全化が遅れることになる。マクロ経済スライドの適用は、年金財政のバランスが将来的に保てるようになるまで続けることになっているため、これらのケースが発生すれば適用期間が伸び、結果として将来世代の給付水準が低下する可能性がある。また、これらの例外措置以外に、名目賃金上昇率が物価上昇率を下回った場合には、支える側の現役世代の賃金よりも年金水準の増加率が高くなることを回避するために、既裁定者のスライド率(= 本則では物価上昇率) を新規裁定者のスライド率(= 名目賃金上昇率) に合わせることとなっている。

図表3 マクロ経済スライドによる給付削減の例外措置



これらの例外措置は、国民の生活や感情への影響を考慮して設けられたものであり、政策的には納得できる。しかし、これらの例外措置が及ぼす財政的な影響(ツケ)を考慮する必要があるだろう。特に、年金のように影響を及ぼす期間が長い政策課題においては、後の世代間対立の火種とならぬよう、特例の必要性や“ツケ”の先送りが過度でないかについて十分考える必要がある。主権者である国民1人1人がこの問題に関心を持ち、政府もしくは独立した機関における専門的な議論を通じて、国民的合意を図る必要がある。

(中嶋 邦夫)